

政事要略にみえる式

——糺弾雜事を中心に——

相曾貴志

はじめに

政事要略は、令宗（惟宗）允亮による政要の書であり、長保四（一〇二二）年に一応の編纂が終えられ、後に若干の補筆がなされた。本来一三〇巻であったが、現存するのは年中行事九巻、交替雜事八巻、糺弾雜事七巻、至要雜事一巻の二五巻である。

本書については、和田英松、虎尾俊哉、利光三津夫、木本好信氏による書誌学的研究や逸文の収集といった研究をはじめとして、清水潔氏による年中行事や所引の国史の研究、また小川清太郎氏をはじめとする検非違使の研究⁽²⁾が知られているが、政事要略の本文構造やそれに引かれた法制度の検討等の研究はほとんど見られない。

編者の令宗允亮は明法の名門である惟宗家の出身であるとともに、一世紀後半から一世纪初頭にかけて、明法博士、勘解由次官、檢非違

使、左衛門佐、大判事等を歴任し、すぐれた明法家として活躍した。彼の案文は政事要略にも糺弾雜事にいくつか見えるほか、壬生本西宮記に付属している「檢非違使雜事事」に載せられた着鉢勘文に関連して、彼の日記である宗河記の引用があり、小右記逸文⁽⁴⁾にも列次について、藤原実資の諧問をうけて提出された勘文が見え、実資はこれを参考に列次の問題について判断をくだしている。また小野宮年中行事においても、允亮の勘文が二か所、允亮記が一か所引用されている。太田晶二郎氏によれば、政事要略に引用された唐曆が、実資から允亮に貸し出されたものであった可能性が高いとされ、実資と允亮の関係の深さを示唆され、政事要略編纂に実資が何程かの与力をしたとされている。

このように允亮は、その家柄、官歴からも明らかのように、檢非違使の職掌や断罪に精通していた。また文献を貸与されたり、諧問に応じて勘文を提出するなど、実資との関係も深く、信任も厚かったと思われ、允亮の説が実資の法の理解において大きな影響を与えていたのではない

かと推測される。

本稿では、まず政事要略の本文の構成について、延喜式の引用に注目しつつ検討⁽²⁾し、そこで允亮の家柄、官歴から見て精通していたと考えられる糺弾雜事の構成の多様性を指摘するとともに、その糺弾雜事を中心に、延喜式の理解のあり方について考察し、そのなかで施行がいまだ半世紀に満たない延喜式が、允亮という明法家にとつていかなる位置づけをされていたかを明らかにしていきたい。

一 政事要略の本文構成と式の引用形態

(1) 年中行事の構成の特徴

政事要略の構成はそれぞれの巻の冒頭に目録を掲げ、その巻で取りあげる項目の事書があり、それに統いて各項目毎に史料をならべていく体裁をとっているが、年中行事の場合もこうした形をとっている。ただし允亮による案文の少ない点が特徴である。

すなわち巻二四の（九月）十一日奉幣伊勢太神宮一事（七〇～七六頁。以下、政事要略を引く場合、国史大系の頁数。）では、まず日本書紀に見える伊勢大神宮の起源を掲げ、さらに他の国史、弘仁格、官曹事類、貞觀格、延喜格の関連記事、これらの中間に関連する延喜式（太政官式、中務式、神祇式、祝詞式。以下、諸司式を引く場合には、特に注記しない限り延喜式とする。）を引き、ついで裝束記文を掲げ、儀式次第につ

いて儀式、清涼記を引いている。さらに儀式次第については、行事によつてはこの他に西宮記を引いたり、近例や雨儀の場合の次第も載せている。このように年中行事では、ある行事に關して、それに關連する史料を選び出し、ならべかえて列挙する形が一般的になつてている。ただし巻三〇阿衡事（一二三一～一四六頁）はやや特殊であり、特定の事件（阿衡の紛議）を扱い、それに関連した詔勅、勸文、宇多天皇宸記等を編年的にならべている。しかいづれの場合でも関連史料の列挙という点では同じであり、允亮による案文は少ない。

数少ない案文としては、巻二九の荷前事には、中務式63荷前使条（以下、引用する式の番号は、延喜式のその巻における通し番号とする。）が引かれており（一八八頁）、それには荷前使が遣される陵墓が列挙されているが、この規定に対し、「此式所載陵墓。隨時可有改易。然而依存式文不除載之。今之所定見下官符」と式の規定が隨時改編されるものであることを指摘している箇所が、式の解釈としては目立つ程度である。

このように年中行事では、全体としては関連史料を列挙する形がとられており、引用史料は儀式書をはじめとして、国史、近例、格式等多岐にわたつており、式の引用も多くなっている。ただし式に対する允亮の案文は少ないといえよう。

(2) 交替雜事の構成の特徴

交替雜事の構成も目録にしたがつて、それぞれの項目が掲げられてい

るが、本文を見ていくと、目録に掲げられた項目はさらに小項目にわけることができる。例えば卷五七は、目録には雑公文事上としてあるのみであるが、本文では大帳、調帳、税帳、租帳、雜糴稻帳の小項目がたてられており、それらも内容的にさらに詳細に分類することができる。

引用史料についても、交替式及びその私記や勘解由使勘判抄が、論述の中心にえられていると見ることができる。また格式の引用は年中行事同様多く、それらに対する允亮の案文も少ない。

この私記と交替式については、早川庄八氏の研究⁽⁸⁾がある。氏によれば、私記は交替式私記とみられ、允亮の曾祖父である惟宗直本によつて延喜初年に編纂されたものであるとされる。さらに氏は政事要略に引かれた交替式について、これらがすべて貞觀交替式であり、それに付された私記は貞觀交替式の私記であり、そしてこれら交替式は交替式私記に引かれていた貞觀交替式からの引用であるとされている。また交替式、交替式私記に引用されている令の条文についても、令もしくは令義解、令集解等よりも、交替式や交替式私記所収のもののほうが優先されたか、あるいは少なくとも交替式、交替式私記所収のものは他の引用書とかかわりなく独自に引かれたとする。こうしたことは格の場合にもいえ、弘仁格と交替式が重複した場合には、交替式のほうが優先されたとしている。卷六一、糺彈雜事一の冒頭に直本の編になる檢非違使私記についての注記があるが、福井俊彦氏⁽⁹⁾はこうした記述が現在失われている卷四一、交替雜事一の冒頭にもあつたかもしだいとし、引用も交替雜

事全般にわたつたであろうと推測されている。このことから允亮が直本の著述を重視しており、これを中心に編纂したとみてよいだろう。

一方、勘解由使勘判抄は、交替雜事では各小項目の最後に付されていけるケースが多く見られる。こうした引用形態から見て、やはり交替雜事全般にわたつてかなり引用があつたと考えられる。⁽¹⁰⁾

これらをまとめると交替雜事の構成は、貞觀交替式の注釈書である交替式私記を中心に論が進められており、これに関連する律令格式が引用され、最後に勘解由使勘判抄がおかれるという形が特徴となつていたと見ることができる。またここに引かれた式は、延喜式の掲載順に一括して引かれる場合も見られ、特に允亮による詳細な案文は見えず、交替雜事の論述は直本の交替式私記に多くを依存していることがわかる。すなわち交替雜事において、式は多く引用されてはいるものの、それをより深く解釈する態度は見られず、年中行事同様に関連史料として引用されるにとどまっているといえよう。

(3) 糺彈雜事の構成の特徴

糺彈雜事の場合もまず目録を付して、それに統いて各項目毎に史料がならべられ、本文においてさらに小項目に分けることができる点、年中行事や交替雜事と同様であるが、小項目の史料の配列のしかたは異なる。すなわち交替雜事の場合は、交替式私記を基本として全体が構成されるのに対し、糺彈雜事の場合は、卷六一の冒頭に檢非違使私記について説明がある(五一七頁)ものの、この位置づけはよくわかつてい

ない。卷六一の冒頭の説明によれば、この書は惟宗直本によつて撰ばれたとし、さらに「官符宣旨新制之条。経籍国史相類之文。増演本目^{二加ヨ}載各部」とあることから、糺弾雜事も多くはこれによつているかの印象をうける。検非違使私記がどういった体裁のものであつたかわからぬいが、少なくとも現存する糺弾雜事には直接「私記」といった表現はあまり見られない。むしろそれ以降に編纂された延喜式についての解釈、允亮の案文や問答、あるいは自身による勘文が目立つており、交替雜事のようすに私記を前面に掲げた構成はとつていなといえよう。そのため構成パターンも年中行事や交替雜事に比して多様であり、項目に則してそれぞれ律令格式等を中心と論述が進められている。そこで次にこのよううに多様である糺弾雜事の構成について、特に允亮による案文が目立つ式の引用の形態を分類し考察していくこととする。

a 式に案文を付していないもの これは原則的には允亮による解釈が付されておらず、式を羅列的にならべたものである。これはさらに①式の順通りにならべたもの、②式の順とは異なつてゐるが論理的に再構成したものと、大きく二つに分類できる。

①に掲げたパターンは、特定の官司の式を延喜式の配列通りに引用するものであり、交替雜事の式の引用はこの形がほとんどであるが、糺弾雜事の場合はこれに比して少ない。例えば卷七〇に主税式上から¹¹³駅馬直条、¹¹⁵皮直条、¹¹⁸課欠駒条、¹¹⁹牧馬直条が延喜式の順通りに引かれてゐる（六一七六一八頁）。ただし駅馬直条については「此法又在^ニ駅馬

部」、また課欠駒条、牧馬直条についても「已上^ニ一条又在^ニ年中行事八月二日駒牽部」とそれぞれ注記があり、すでに他の卷で引用済であることがわかり、ここでは参考のために引いてゐるにすぎない。糺弾雜事の場合、このようにすでに引用済の史料を掲げる以外に、式をそのままの順で選び出して引用するケースはほとんど見られない。

②に掲げたパターンは、引用される式がひとつの官司の式に限定されず、複数の官司にわたつております、また引用される順序も必ずしも延喜式の配列通りではなく、同様な規定をまとめたり、論理的に順を入れ替えたりしたものである。糺弾雜事の場合、こうした引用のしかたが多い。

卷六九は目録には致敬拜礼下馬事とあるが、本文を見ていくと大きく二つの部分から構成されていることがわかる。すなわち前半部では、礼記正義や十七條憲法を引き、礼の基本理念について述べ、これに続いて致敬拜礼下馬や避諱に関する律令格式等をそれぞれ選び出し、列挙している（五七一～五七六頁）。ここでは允亮による案文はほとんど見えない。一方、後半部ではそれ以外の行列、座次、朝堂における作法等について詳述されており、近例の引用や允亮による案文も多く、当該卷における論述の中心となつてゐる。そして最後にこれら致敬拜礼下馬の特例措置に関する事例についての勘文等を付している（五七六～五九二頁）。

このなかで前半部が②の典型的なパターンを含んでゐる。ここで儀制令は令の順番通りに引かれてゐるもの、諸司式については致敬下馬の総合的な式がまとめられ、検非違使式、雜式、弾正式が順序を入れ替え

て九条連続して引かれている（五七五・五七六頁）。さらに引用された式は、四つに分類することができる。まず檢非違使式を引くが、これは担夫が馬車等に乗った際に「不應為輕重之罪」に科すというもので、一条で独立しており、関連する式は他に引かれていない。次に雜式が二条引かれている。これらは御所、中宮及び東宮における稽首・跪拜や舞踏についての規定であり、式の順に引かれている。ついで下馬に関する式が、彈正式、雜式から引かれている。彈正式は28致敬條、27三位已下下馬條、29無位孫王條の順でならべられており、式の順ではない。また27条に統いて、この式に対立する彈例を引き、「為見_ニ古礼_一載_レ之。依_ニ式文_可行」として、現在は彈正式が有効とする。これらの式文を内容的に見てみると、28条が官人の下馬の一般的な規定であるのに対し、27、29条は親王や無位孫王といった皇親に対する細則となっている。また28条の割注に「中宮東宮陪從准_レ此」とあることから、その前の雜式と関連していると見ることができる。こうしたことから允亮はあえて順序を入れ替えた形に整理したものと思われる。そして最後に致敬禮・答拜について、彈正式を式の順通りに引いているのである。

このように卷六九の前半部の②に分類したところでは、式を項目毎に允亮なりの考え方でならべかえるとともに、途中、弾例を引き弾正式が有効であるとしている。またここに引かれた一連の式は、内容的に特に理解しにくいものとは考えられないことから、致敬下馬について、特に注釈や解説を必要としない基本となる式を一括して掲げたものと考えら

れる。同様な配列としては、卷六一の檢非違使の職掌（五一六頁）、卷六七の婦女等の衣服の禁令（五五七頁）が見られる。これらの事例から、もともと官司毎に必要な式を集めて編纂された延喜式を、関連項目毎に分類整理することにより、允亮にとって、必要とされる式を一覧できる構成をとっている場合が見られるのである。

以上、関連する式を列举した構成について見てきた。それによると交替雜事に見られたように、同じ官司の式を順序通りにならべたものは少なく、たとえ式のみを引用する際も複数の官司にわたり、関連する式を分類し、允亮の意図のもとに、ならべかえるなど再構成した形で引用されている場合が多く見られるのである。

b 式に案文が付されているもの これは制度の沿革をおうとともに、近例を引いたり允亮の解釈を付したもので、詳細な案文がほどこされている点が特徴である。

例えば卷六九の後半部に見える非執政一位と參議三位の座次について、允亮は式部式の規定を掲げて、非參議と非執政の用字の異同を問題として取りあげている（「長保元年閏三月廿七日。弾_ニ定件事_一允亮」）（五八〇・五八一頁）。

まず式部式上5非執政条を引用したあと、「此条。不_レ見_ニ弘仁式。初載_ニ貞觀式。今件非執政可_レ謂_ニ非參議。大略注_レ左」と、この式が弘仁式ではなく、貞觀式においてはじめて載せられたことを指摘し、その根拠となつた天長一〇（八三三）年一一月一八日宣旨を引く。次いで式部式

と天長一〇年宣旨における用字（「執政」と「參議」）の違いを指摘し、もともと天長一〇年宣旨で「非參議」であったものが、貞觀式に載せられた時点で「非執政」に変えられ、延喜式においても改められなかつたとする允亮の案文が続く。そして「別注_{三左}粗叙_{其意}」として、式部式において用字の変更のあつた理由を考察している。

このように式について、その成立の根拠となつた格や宣旨のほか、中國や国史による実例などを引き、その制度についての解釈を進めており、問題によつてはこの例のように、用字の問題といったかなり詳細な点まで論じている。こうしたバターンは糺彈雜事に多く見られ、卷六七の衣服の寸法に関する規定（五四一頁）、卷六九の行列次第の規定（五七七～五八〇頁）、致仕者の座次の規定（五八一～五八五頁）、序座上の動座の規定（五八五～五八七頁）等指摘でき、允亮の糺彈雜事における知識と関心の深さがうかがえる。糺彈雜事の式の引用の大きな特徴は、式に関する詳細な案文が見えるといふこの点に求められ、そこには彼の考え方が色濃く反映されていると見ることができるのである。

c 式を用いていない場合 糺彈雜事ではりのようにより式の解釈が目立つが、律令、官符（格）、宣旨をならべることによつて、式をほとんど引用せずにひとつの項目を構成しているものもある。

糺彈雜事を見ていくと、卷八一、卷八二、卷八四と式の引用は少なくなつてゐる。例えば卷八二における用蔭事の場合、律と弘仁格が引かれ

ているのみで式は引用されていない。この他にも卷八二の罪名并贖銅八虐六議事、等親事、卷八四の自首覺挙事でも式を一条も引かずに律令、令集解、唐律疏議、吉備大臣私教類聚等を列挙しているのである。

また卷七〇鷹鶲事においては、鷹鶲の飼育の禁制について、大同三（八〇八）年九月二三日官符（弘刑格）、同年一月二日官符（弘刑格）、弘仁八（八一七）年九月一三日宣旨を掲げ、最後に檢非違使式を引いている（六一二～六一三頁¹¹）。ここで鷹鶲の飼育の禁制に関して、彈正式に「凡私養_ニ鷹鶲。台加_ニ禁彈」（103私養鷹鶲條）とあるのにもかかわらず、引いていない。允亮は糺彈雜事において弾正式を多く引用しているので、この式文を知らなかつたとは考えづらい。これは大同三年九月二三日の格が、弾正式と同趣旨のために引用しなかつた可能性があるが、判然としない。しかいすれにしても何らかの理由で、允亮の判断により、この式を引かなかつたものと思われる。このように允亮が式を引く必要性がないと判断するなど、何らかの理由で式を引用しない場合は、関連する律令、官符（格）、宣旨等を列挙するのみの構成がとられてゐる場合が見られるのである。

これまで式の引用のされ方を通して、糺彈雜事の構成を考察してきた。それによれば式をまとめて引用する際には、式の順に引用されることは少なく、複数の官司から関連式文を引き、允亮なりの論理のもとに配列される場合が多かつた。また卷六九の後半部を中心には、式に対する允亮の案文が多く見られ、そこで式の成立や用字の問題等が論ぜられて

おり、こうしたところに允亮の考え方が色濃く反映されていたとみることができるが、この点が糾弾雜事の式の引用の大きな特徴といえよう。

ただし式はすべての項目において引用されていたのではなく、允亮の判断により必要ないとされたものなど、何らかの理由で式を引用しない際には、律令格やその他の史料のみを列挙する形がとられる場合が見られた。このように糾弾雜事は、年中行事や交替雜事とは異なり、式の引用のしかたは多様であり、これらに對する案文も多く見られるところから、式の解釈にかなり重点がおかれたとみることができるのである。これは允亮の家柄や官歴に負うところが大きいと思われるが、糾弾雜事における式の解釈を検討することによって、允亮の式の理解のあり方が一層うかびあがつてくると思われる。

そこで次に糾弾雜事における式の引用を中心にして詳細な検討を加え、法としての式の理解のあり方について考察を進めていくこととした。

二 格式の引用のされ方

(1) 生きた法としての式

允亮の時代に彼によつて生きた法として利用されていた式であり、前章において分類した式を列挙したものや、式を解釈したもののはほとんどがこれにあたる。そこで本節では特に後者の式の沿革及び解釈について、允亮の案文が見えるものを中心に考察していきたい。

こうした式の引用のしかたが目立つのが、卷六九の致敬拝礼下馬事の後半部である。そのなかで列次、座次に關する項目において、公式令文武職事条を引き、それに関する問答を付した後で、式部式について論じている（五七六～五八〇頁）。ここで式部式上3元正行列次第条を引き、統いて案文を付し、さらに式部式上4諸節行列次第条を引用する。

式部式云。元正行列次第。參議以上在左。「太政大臣就列之時。

右大臣在西。」親王諸王及余官三位已上在右。自外五位以上。隨便左右。其四位參議。雖是下階_ニ列_ニ同色上。孫王諸王同色。先列孫王。六位已下次以_ニ位階_ニ不_レ依_ニ官秩_ニ。外位不_レ得_ニ列_ニ内位上。案。古式行列次第之法。惣約二條。為親王及參議已上。諸臣三位已上。四位已上。各制_ニ其行列。即文云。云々。六位已下次以_ニ位階_ニ不_レ依_ニ官秩_ニ。其申_レ政之時。以_ニ官秩_ニ。然則一位已下初位已上。

申_レ政及臨時之行列。自以明也。而此式製為_ニ兩條。即上條元正行列。雖設六位已下之法。下條諸節會。及申_レ政次第。不_レ須_ニ六位已下之列。抑文称_ニ但五位已上_ニ也。爰知依_ニ但字_ニ可_レ明_ニ六位已下之法_ニ也。加以古式以_ニ上文_ニ令_レ蒙_ニ下文_ニ也。此式待_ニ上條并但字義_ニ可_レ頭_ニ六位之事_ニ。又々可_レ案。

又云。諸節會行列次第。親王及參議已上。并諸官三位已上在左。諸王左右行列。在_ニ諸臣上。其申_レ政之時以_ニ官秩_ニ次。但五位已上。位色不_レ同。雖_ニ是下官_ニ高色_ニ。

前者の式は元正朝賀、後者は諸節會及び申政の際の行列次第について規

定したものである。これらの式について允亮は両式の間の案文において、古式（弘仁式）ではこれらの式が一条であったとし、また前者の式で六位以下の列次について述べているのに對し、後者では五位以上の規定しか見えないことを指摘している。そして後者の式の「但」の字義に注目して、「可_レ明_ニ六位已下之法」としている。この案文について、早川庄八氏⁽¹²⁾は「但五位已上」以下の文は、「其申_レ政之時。以_ニ官秩_ニ次」のみにかかると考えられるのに、允亮は4諸節行列次第条の前段にまでかかると解釈していたらしいとして、允亮の解釈に疑問を投げかけている。このように允亮の式の解釈について、限界が見られる点は注意しなくてはならないが、弘仁式から延喜式までの両式の変遷について詳細に論じていることから、先に指摘した式部式上5非執政条同様、彼にとって重要な式と認識されていたことがうかがえる。

これに続いて允亮は、長保元（九九九）年四月二二日の賀茂祭警固解陣における「或人云」と天暦八（九五四）年正月七日太皇太后崩御の警固召仰の際の実例をあげている。まず前者は四位右中将と五位左少将の間の列次をめぐって、「或人」が、「猶依_ニ府次第一。雖_ニ五位_ニ左少将可_レ列_ニ上」とし、位に依らずに「府次」にしたがって列するべきだとしたので、これに対して允亮は「此説頗訛也」と批判している。一方、後者については、四位右中将と五位左少将の列次について、「不_レ依_ニ府次。依_レ位行立」としたので、式部式の条文に照らして、「尤叶_ニ式意」としている。またこれに統いて「番奏之列。射礼之座。雖_レ依_ニ府次。至于

四位。猶可_ニ上列」と、番奏の列や射礼の座の場合は、本来は府次（官秩）によるのだが、四位については（五位の）上に列するべきであるとしている。

この問題に関連して北山抄、第九、羽林要抄裏書に引く小右記の逸文がある。それによれば「旬日番奏・警固召仰之時」の四位右中将と五位左少将の相論においては、藤原実資は位次によるとし、藤原公任は番奏の際には官秩次によるべきだとした（ちなみに公任は北山抄、第九、羽林要抄において、警固の際の列次については「其例不_レ定」と態度を留している）。そして允亮に諮問したところ、勘文が提出され、それが引かれている。允亮は式部式上4諸節会行列次第条を引いたあと、案_ニ此式文_ニ称_ニ下官_ニ是見所帶之官。称_ニ位色_ニ亦則所帶之位也。所謂左將五品右將四位。先高色之文猶須_ニ四位右將立_ニ上五位左將列_ニ下歟。番奏・警固之事共以_ニ申_レ政之儀_ニ也。「太政官式文非_ニ可_ニ准拠。式部文可_レ謂。」（脱アルカ）

長保元年四月廿五日

左衛門權佐令宗允亮

としている。ここで允亮は今回問題になつていてる行列次第は、「番奏・警固之事」であり、「申_レ政之儀」にあたるので、式部式上4諸節会行列次第条における「申_レ政之時」に該当すると判断している。そして式によれば「申_レ政之時」は、官秩次が原則であるが、五位以上で位が異なる場合は、「下官」であつても位の高い方が上位にくるから、四位右將が上位、五位左將が下位であるとするのである。ここで允亮はこの問題

がまず「番奏・警固之事」であり、それが「申政之儀」に該当すると位置づけたうえで式部式を適用している。以上のような式の解釈を経て、糾弾雜事に見られるごとく、允亮は「或人」の説を訛であると批判するのである。このように允亮は勘文を提出するなど、自ら解釈した同様な問題をふまえたうえで、論述を進めていたのが確認できるのである。

また実資が允亮の勘文を引く際に「為_レ断_二後疑_一載_レ在_二右_一」^[左]と注記している。この他に実資の意見は見えないが、この注記から実資が允亮の説を支持していることができよう。この点から見ても、実資の式の解釈に允亮の影響が見られるとしてよいのではなかろうか。

さて政事要略の本文にもどると、糾弾雜事では近例と式との整合性の検討に続き、式の用字から派生する問題について述べている。なおこの部分は、一部断裂があり意味が通りにくいところがあるが、式部式に見える「位色」の「色」について令の規定を引用して解釈を進め、「衣色」を「位色」と称するとするほか、一司同官内における「大少」の列次における扱いについて考察を進めている。そして後者の官の大少の問題については、最後に長保五年正月の例を引用している。

一方、致仕者の座次についても、式部式上⁶前参議条を引き、これについての解釈を述べたあとに、さらに天暦五（九五一）年右大臣大饗日記を引用して、それに見られる実例が式部式上¹²不預謝座条に対しても「叶_ニ式文」としている（五八一～五八三頁）。さらに近例として、長保

三（一〇〇一）年二月における藤原隆家の赦免後の座次について、6前参議条、5非執政条のほか、令の規定を引いて、「抑雖_レ有_レ官未_レ任_二公卿_一准_レ拠_二式条_一可_レ謂_ニ非執政三位_一也。仍須_レ列_ニ三位參議_一之下及四位參議之上_ニ」と式部式に准拠して、非執政三位にあたるとしている（五八四～五八五頁）。この他にも巻六七の摺衣の着用に関する問題について、引用された村上朝の故事に対して、彈正式を掲げ「叶_ニ章条_ニ」としてある（四五五頁）。

このように允亮は式の解釈について、抽象的な議論のみに終始せず、実例を掲げて具体的に論を進め、「叶_ニ式文」といった形で実態に則して式を利用しようとしている例が見られるのである。

（2）式と律令

今まで見てきたように、糾弾雜事では式を解釈する際に、律や令が引用されるが、式を説明する手段として用いられている場合が見られた。⁽¹³⁾ 法曹類林、巻一〇〇、公務八、座次_ニでは散位三位と參議三位の署名の位置について、公式令文武職事条、式部式上3元正行列次第条、4諸節行列次第条、5非執政条等を引いて論が進められている。そしてこれらを検討するなかで、令と式の対立点を指摘して、どちらを優先すべきかを論じている。その結果「以_ニ式文_ニ無_レ破_ニ律令之文_ニ者也」とし、令の考え方をとるべきだとしている。このように院政期においては、律令と式を解釈するうえで対立点が生じた場合、律令を優先しているケースが見られるのである。

糾弾雜事の場合は例は少ないものの、式意が律や令の原理に齟齬しないか否かを論じている箇所は見える。

卷六九の致仕者の座次に関して、

式部式云。前參議以上。被召見參。及預朝參者。致仕者在本位見任上。以理解者在同位下。

と式部式上6前參議条を引く(五八一頁)。この式は參議以上を歴任した致仕者が、召されて朝參した際には同位の現職者の上に座すという規定である。ここで致仕者が現職者の上に座す理由について、選叙令集解官人致仕条、貞觀政要、選叙令義解遷代条等を引いて考察して、「今論」式文「不違本条」とこの式部式がこれらの令等と「不違」としている。

また卷七〇の出棄病人及小兒事において、

彈正式云。部内百姓出棄病人者。五位以上取名奏聞。六位以下不論_ニ蔭贖。決杖一百。其職司知而不糾。及條令坊長隣保相隱不違律条。可_レ案_レ之。

と弾正式154部内百姓条を引いている。この式は百姓が病人を出棄することを禁じたものであるが、これに統いて案文を付して、

案。此条。六位以下不論_ニ蔭贖。決杖者。有位之者可_ニ見決_ニ歎。頗違律条。可_レ案_レ之。

としている(六一一页)。この案文では弾正式の六位以下への「不論_ニ蔭贖。決杖一百」という規定に対し、律では有位者には蔭贖が認めら

れているので、律とは違うことを指摘し「可_レ案」としている。

以上、律令と式の関係について、糾弾雜事ではこれら二例のほかには「抑令則先法。式為後制也」(五七九頁)とあるが、この場合は令と式との矛盾を指摘しているわけではなく、単に律令が原則となっていることを確認する文脈での発言であり、法曹類林のように律令と式の対立点を指摘して、どちらを優先すべきかといった考え方には至っていない。前節で論じた「叶_ニ式文」という考え方とあわせて、ここでは律令を原則として、それに基づいて式を運用するという姿勢がうかがえる。

(3) 実態と乖離した式

これまで允亮の時代に生きていた式の引用について考察してきたが、次に彼の頃にはすでに実態にそぐわなくなっていると思われる式の引用について見ていただきたい。こうした式の引用のしかたは卷六七に多い。襖子の重着について、

彈正式云。庶人以上。不得_ニ襖子重着。

と弾正式56庶人以上条を引く(五四六頁)。この規定は襖子の重着を禁止したものであるが、これに統いて、

私案。襖子重制。先後有_レ疑。弾正式。令_レ禁_ニ庶人以上之着用。天曆符。偏遇_ニ六位以下之着用。式称_ニ庶人以上。則是一位以下也。符稱_ニ六位以下。似_レ除_ニ五位以上也。爰欲_ニ沿_ニ從新制之旨。未_レ詳_ニ改_ニ旧法_ニ之文_ニ。但時之行事。五位以上任着。六位以下不_レ着。相_ニ尋其情_ニ猶從_ニ後符歎。抑非_レ經_ニ申請。難_レ決_ニ疑殆。祖父為_ニ左衛門佐。

帶_ニ檢非違使_ニ之日。不_レ着_ニ襖子重_ニ。蓋是存_ニ式意_ニ歟。

と允亮の案文が付してある。この案文によれば、彈正式では襖子の重着の禁止は「庶人以上」が対象であることから、一位以下が禁制であつたと理解できるのに対し、天暦符（天暦元（九四七）年一月一三日太政官符）では六位以下の重着が禁じられ、五位以上の重着が聽されていることを指摘している。この天暦符（新制）は案文の後に引用されているが、允亮によれば旧法を改める文がないので未詳としながらも、時の行事は新制の如く運用されており、「後符」（天暦符）に従うべきかとしている。そして最後に自分の祖父（惟宗公方）の例を引き、祖父が左衛門佐になり、檢非違使を兼任した時に襖子を重着しなかつたのは、式意を尊重したことによるかとしている。

このように襖子の重着について、允亮の頃には彈正式の規定はもはや法としては実態にあわず、天暦の新制が新たに機能していたことがわかる。実態に則した法令を扱うならば、天暦の新制のみを引けば十分であるのに、ここでは弾正式が引用され、新制の施行と公方の式の遵守といつた故事まで考察しているのである。すなわち允亮は延喜式を考察の原点として位置づけ、それに対する新制への変化という形で論を進めているのである。

また延喜式の規定が十分ではなく、新制のほか前後に出てきた官符等を掲げているものもある。やはり巻六七の乗車の制について、

弾正式云。裁_ニ絹縑_ニ為_ニ猶衣袴_ニ。縫_ニ白絹縑_ニ着_ニ從女衣裳_ニ。以_レ絲葛_レ

車_ニ及用_ニ金銀餅等_ニ。悉皆禁断。「但金塗釘非_ニ制限_ニ」

と弾正式99裁絹縑條を引く。この式は前半では猶衣袴や從女の衣裳に絹や縑を用いることを禁じており、後半では車の装飾の規制について定めている（五五三頁）。そしてこれに続いて、

乗車之制。粗見_ニ此式_ニ。唯止_レ有_下葺_レ絲用_ニ塗釘_ニ之文_ニ。未_レ明_下踏蹠懸_ニ下簾_ニ之法_ニ。况檳榔毛車制數等_ニ。亦無_ニ其限_ニ。然而古今之間_ニ。王卿皆用_レ之矣。凡厥下簾用否_ニ。車副多少_ニ。蓋是承前之事_ニ。宜_レ依_ニ古來之例耳。（下略）

と案文が続く。この案文は車の装飾に関する事を述べてるので、弾正式の後半についてのものである。そして車の装飾については「粗見_ニ此式_ニ」とあり、式にはただ「葺_レ絲用_ニ塗釘_ニ之文_ニ」のみしかなく、その他の装飾に関する規定は明らかでないとしている。すなわち弾正式の規定では、車の装飾に関する規定は不十分であるので、「古来之例」によるとしている。そしてこの案文に統いて、乗車に関する官符や宣旨、あるいは車の華美を禁じる新制がならべられ、式の不備を補っている。こうした古来の例を引く形は、纏についても見られる。その案文によれば、「長上番上。垂纏卷纏。法式之中。章条未_レ明」であるので、延喜年間の故事を引き、これを史生の卷纏の起源としているのである（五五七頁）。

このように式の規定が、後の新制などにより実態にそぐわなくなつてしまった場合や、もともと式の規定では委細を尽くしておらず、不十分

な場合でも、関連する式を引用したり、式に規定が見えない旨を注記する形で論を進めている。すなわち允亮は実態にあわない式においても、新制や前後に出来された官符や宣旨の考察の出発点として式を重視している場合が見られるのである。

(4) 式の論理の転用

糺彈雜事にも、「准的」といった語句は見え、これにより律令格式が、柔軟に解釈されていることがわかるが、こうした用例と同様に、ある式の論理を他の事例に転用しているケースが見られる。

卷六九に見える長保四（一〇〇二）年五月二二日の藤原行成の諧問に対する允亮の勘文（五八七頁）は、内大臣藤原公季が参入した時に公卿侍臣が起座したのにもかかわらず、続いて右大臣藤原顯光が参入した時には誰も起座しなかつたことについて、「若有_ニ准的之文乎」と疑問が出されたことに対するものである。勘文によれば、

以_ニ八省院之儀式。准_ニ集会所之作法。旧説所_レ伝當今無_レ捨。又大弁一人先就之後。大弁重來之時不_レ起_ニ其座。已存_ニ其條。方今内外之所_ニ区分。官秩之稱雖_レ異。猶移_ニ大弁序座之儀。須_レ為_ニ大臣殿上之礼。輕重相明之義。古今不變之規也。

とある。ここで允亮はまず八省院（朝堂）の儀式を以て、集会所（殿上小板敷）の作法に准じるとした後で、「大弁一人先就之後。大弁重來之時不_レ起_ニ其座」と式部式上28朝座礼儀条の趣意文を引用している。これは大弁が参入した時は起座するが、その後他の大弁が参入した時には

起座しないという規定である。允亮はこの式を「内外之所_ニ区分。官秩之稱雖_レ異」と場所と官秩が異なっているとしながらも、序座における大弁の規定の論理を、殿上における内大臣と右大臣の場合にも適用して、こうした措置は妥当であるとしているのである。

また卷六九の下馬の礼に関する案文（五七三頁）においても、下馬の

礼をとるべき距離について、式部式上28朝座礼儀条を抄出している。この場合、式では「在_ニ朝堂座。見_ニ親王及太政大臣。並起_レ座者」と朝堂座では起座すべき対象の人が見えたら起座するとしていることから、下馬の場合も「宜_レ依_ニ見得之程」と、やはり対象になる人が見えたら、下馬の礼をとるべきであるとしているのである。

このようにある問題について、該当する式が存しない際には、他の式から式意の論理を転用して、その問題について解釈の根拠としている場合も見られるのである。すなわちいかえれば、該当式文のないような問題においても、解釈のためのひとつつの尺度として、式が何らかの形で用いられているのである。そしてこうした引用の形を通して、糺彈雜事において、允亮が式を重要視していたことがうかがえるのである。

(5) 格の引用

これまで糺彈雜事における式の引用について考察してきたが、ここで式とならぶ法令である格の扱いについて若干ふれておくこととする。

糺彈雜事では式に比して格の引用は少なく、ほとんどが弘仁格であり、編年的にならべられているパターンが多い。また引用される際も、

式の説明として掲げられる場合が見られ、式のように詳細な説明や解釈は少ない。このように格は制度の沿革を述べるうえで、引用されているにすぎず、質、量ともに糺弾雜事では、式ほど大きな存在とは見えないかのことである。

ところが允亮は格を他の宣旨や太政官符といった関連史料とは、一線を画して位置づけている。一般に三代の⁽¹⁷⁾格は、格ではない官符や宣旨に比して、法として権威があるとされているが、糺弾雜事においても引用は少ないながらも、允亮はそれを明確にうちだしている。卷六七の摺袴に関する史料の引用において、

仁寿四年正月廿日。右大臣宣。祭使着^レ用摺袴。雖^下事寄^ニ神供^ニ着用^上。莫^レ令^レ參^ニ宮中。又鷹飼等着^レ用細美之摺衣袴。非^ニ給^レ司之摸^レ。早制者。〔左近看督壬生広古。右近看督山口今繼奉者。〕

と祭使及び鷹飼の摺袴の着用の規制に関する宣旨を引いている（五四五頁）。これについて允亮は「案。此宣旨不^レ載^ニ格式。亦非^ニ奉勅。難^ニ為^ニ後比^ニ」と難じ、内容的にも祭使の摺袴の着用は公事であるから、「莫^レ令^レ參^ニ宮中」と称することは「乖^ニ違式意^ニ」とするほか、鷹飼についても野行幸の際には、宣旨によって着用を聽されるとして批判している。允亮によるこの宣旨に対する内容的な批判について、渡辺直彦氏に⁽¹⁸⁾よれば、この禁制の趣旨は摺袴そのものの着用を禁止したわけではなく、宮中の参入を戒めたものと考えられるし、鷹飼等の摺衣袴についての「細美」のものを禁じているにすぎないとして、允亮の解釈にやや問題

があるのでないかとしている。しかし渡辺氏もこの宣旨の奉勅の有無に関する点については、允亮のいうごとく問題ありとしている。このようになにこの宣旨においても、允亮の解釈に限界が見えるものの、ここでは宣旨の形式的な問題点について注目したい。

先に掲げた案文によれば、この宣旨は三代の格や式に載つておらず、なおかつ奉勅を経ていないことから、「難^ニ為^ニ後比^ニ」としているのである。このことからまず三代の格や式というものが重視されていることが明らかであるが、さらに奉勅を経るか否かということも、立法上大きな問題として認識されていることに気がつく。

この他巻七〇の闇遺亡失物事に引く、康保三（九六六）年八月二一八日の内侍宣に対する案文（六一一頁）において、允亮は「今件宣旨。雖^ニ奉勅宣旨。依^ニ看督使奉^レ。檢非違使不^レ可^ニ依行^レ哉」として、看督使が奉者となっているので、檢非違使がこの宣旨に依拠すべきでないとしている。ここで「奉勅宣旨ではあるが」という表現から、この宣旨が奉勅を経ているので、それについては問題はないとしているのである。やはりこの場合も、允亮は奉勅を経ていることを確認したうえで、論を進めているふうに思われる。

弘仁格式序には「已經^ニ奉勅者。即載^ニ本文^ニ別編為^レ格。或雖^ニ奉勅^レ。事旨稍大者。奏加^ニ奉勅^レ因而取焉」とあり、弘仁格編纂において、奉勅がない場合にも、格として載せる場合には奉勅を経たとしている。いいかえれば格にとって奉勅は必要不可欠なものであったのである。允

亮もこうした考え方を引き継ぎ、奉勅を経ることが、立法上重要なこととしているのではなかろうか。このように見えてくると、允亮は奉勅を経ることの意味を重視しているから、それを経て格についても、当然権威あるものとして認識していたと考えられる。したがって格の引用は少ないものの、こうした允亮の案文により、格も式と同様に重視していえたとみてよいのではなかろうか。

以上、糾弾雜事における式や格の引用のされ方について考察してきました。それによれば式は単に引用されるだけでなく、特に列次や座次に関して顕著であるが、允亮による案文が付せられ、詳細な解釈がほどこされている場合が多く見られる。またその解釈においても、律令等による抽象的な議論に終始するだけではなく、格、国史、近例といった具体的な事例と比較する形がとられている点が注目できる。こうした意味で式は允亮によって、実態に則した形で積極的に利用されていたことがうかがえるのである。

一方、式に具体的な規定が存せず、新制等を掲げる際も、考察の出発点として式を引くほか、式意の論理をそのまま他の事例に転用して、解釈の手がかりとしている。このように允亮にとって式は、実態に則した形で利用されるだけでなく、法解釈のうえで大きな位置づけをされていたと見ることができるのである。

式に比して格の場合は引用される量やそれに対する解釈も少なく、糾弾雜事では目立たない。しかし格であることや、その条件である奉勅を

むすび

政事要略における式の引用の形態を通して、いかに允亮が式を利用していたかを考察してきた。それによれば糾弾雜事において、特に允亮による案文等が特徴的に見られるとともに、その構成についても、年中行事や交替雜事に比して多様であり、その際に式の解釈に重点がおかれる場合が多かったことや、式や新制を引く際に、利用の便を考えて、整理された配置が取られる場合があつたことが明らかになった。また式や主旨の解釈において、允亮の理解に限界が見られることも先学の指摘する所おりである。

さらに式の引用に対する案文を見てみると、式を抽象的に解釈するのみではなく、実態に則した形で問題を解釈しようとしていることがうかがえた。それは「叶式」や「乖違式意」という表現にあらわれている。一方、実態面において新制等が通用しているものについては、考察の出発点として式を掲げ、あるいは式の規定が存していない場合には、他の式の論理を転用して、解釈の根拠にあてている場合が見られた。のように糾弾雜事において、允亮は問題を解釈する際、実態に則したも

のはそのままに、そうでないものは考察の出発点として式を位置づけるなど、式を中心にして論述を展開させていく場合が多く見られるのである。ただし式は無批判に引用されていたのではなく、式意が令意に対しても矛盾しているか否かを考察している場合もある。これはあくまで原則として律令が存在し、そのうえに式があることを意識したあらわれと思われる。

しかし允亮はすべての式を深く議論しているわけではない。それは糾弾雜事に引用される式についても、式をならべかえるのみで允亮による案文が見えないものや、式一条に対し近例等諸史料を引いたりして詳細な案文を施すものといったように、扱いに差が見られるからである。これは改めて解釈をほどこす必要のない式については、紹介するだけにとどめている可能性や、あるいは允亮の家柄や官歴にもよると考えられるが、そうした面を差し引いても允亮の頃にすでに問題としてとりあげられる式が限定されてきていることを示唆しているのではないか。⁽¹⁹⁾允亮によれば、そのうち允亮によって詳細に述べられている式は、この当時、法として生きていた式であり、そのためさまざまな問題が生じており、より明確な明法家の解釈が必要とされていたものだったのである。

たとえば卷七〇の馬牛及雜畜に引かれた、

弾正式云。王臣馬數。依^レ格有^レ限。過^レ此以外。不^レ聽^レ畜^レ馬。

とある弾正式¹⁴⁴王臣馬數条について、「格文可^レ尋入」とする案文を付している(六一六頁)。このように式の存在は確認してはいるものの、

式の指すところの格については特定できておらず、式意の完全な理解にまで至っていないような式は、逆に法としては実際には運用される機会が少なかつた可能性も考えられるのである。このように施行後いまだ半世紀に満たない延喜式の利用のされ方にかたよりが見られることは、延喜式の実効性を考えるうえで興味深い。

撰関期において、律や令に比べ式が利用され、院政期にいたると再び律や令が重視されるようになるとされている。このことは糾弾雜事にもいえ、抽象的な規定が多い律令は原則として位置づけられ、當時現実的な問題の解決に必要となるような式が、積極的に利用されたのである。

しかし式を現実的な問題に当てはめていくことは、糾弾雜事においても限界が見られ、式の規定が見られない場合には式の論理の転用が行なわれた。これ以降、式のみでは問題が解決できないケースは増えていったと考えられ、院政期においては再び律令に立ち返って解釈されるようになつたのではないか。そのため律令とそれまで積極的に利用してきた式との間に矛盾点が見出されるようになり、法曹類林におけるような律令と式による解釈が対立するケースが生じたのではないかと思われる。

最後に政事要略のなかで特に糾弾雜事においては、律令格式等を中心にして論述が進められているが、これらの法を超える存在として「勅定」という語が見える。卷六九の列次に關して公式令文武職事條を掲げて、それに案文が付してあり、蔭子の列次の事例と進士と帶刀長の列次の順序

について、近例と律令の原則とを比較して、律令とは乖離している点を指摘している（五七六～五七七頁）。しかしこれに続けて「若有^ニ新勅定[。]必勿^レ論^ニ法式」^{〔21〕}としており、たゞえ律令の原則と違っていても、「勅定」があつたならば、それに従うべきだとしているのである。こうした「勅定」という語は、法曹類林における陣定の文にも見え^{〔20〕}、律令格式を超越した存在として位置づけられていた。

このように法の効力として限界のあつた式ではあるが、允亮等明法家によって法としての位置づけが明らかにされた結果、法知識の乏しかつたとされる摂関期の公卿たちに引用され、そして彼等によつて政務の判断の手段として用いられたと思われる。そのなかで政事要略は、允亮と関係が深く、その成立に大きく関与していたとされている実質にとつて、法的なハンドブックとして活用されていたのではなかろうか。^{〔22〕}以上、政事要略に引用された式について考察を重ねてきた。ここで多くの推測を重ね、誤謬や矛盾などもあると思われるが、大方の御批判、御叱正を賜われば幸甚である。

註

- (1) 和田英松『本朝書籍目録考証』一九三六年、虎尾俊哉「政事要略について」(『古代典籍文書論考』所収、一九八二年、初出は『新訂増補国史大系書目解題』上所収、一九七一年)、利光三津夫「内閣文庫本『明法条々勘錄』の研究」(『律令制とその周辺』所収、一九六七年、初出は『法学研究』三七一六、一九六四年)、同「政事要略の逸文について」(『統律令制とその周辺』所収、一九七三年、初出は『新訂増補国史大系月報』六、一九六四年)、木本好信「解

題『政事要略』と惟宗允亮』(『政事要略総索引』所収、一九八二年)。

- (2) 清水潔「国史」について―『政事要略』所引「国史」を中心にして―(『皇學館論叢』七一一、一九七五年)、同「国史の引用より見たる政事要略の編纂態度と編者の日本紀観」(『皇學館論叢』一三一、一九八〇年)、同「政事要略(校異・拾遺・参考・覚書)」(『国書逸文研究』三、一九七九年)、同「政事要略(参考・覚書)」(『国書逸文研究』四、一九八〇年)、小川清太郎『檢非違使の研究―序例の研究』一九八八年復刻(初出は『早稻田法学』一六、一九三七年、『早稻田法学』一七・一八、一九三八・三九年)など。

(3) この書名は史籍集覽所引の榊原本西宮記による。

(4) 北山抄、第九、羽林要抄裏書。

(5) 小野宮年中行事、神事、同書、雜穢事(『群書類從』卷八四所収)。

(6) 太田晶二郎『唐曆』について(『太田晶二郎著作集』第一冊所収、一九九一年、初出は『山田孝雄追憶史学語学論集』所収、一九六二年)、同『政事要略』補考(『太田晶二郎著作集』第二冊所収、一九九一年、初出は『日本歴史』六七、一九五三年)。

(7) 卷九五至要雜事学校事下は分量的にも少ないので、本稿ではとりあえず検討から除外することとする。

(8) 早川庄八「延暦交替式・貞觀交替式・延喜交替式」(『新訂増補国史大系書目解題』上所収、一九七一年)。

(9) 福井俊彦「交替式私記」について(『交替式の研究』所収、一九七八年)。

(10) 福井俊彦「勘解由使勘判抄」について(『交替式の研究』所収、一九七八年)。

(11) ここに引かれた檢非違使式は「請^ニ鷹官符^ニ家々行^ニ餉取^者。三位以上各二人。四位以下各一人」であり、鷹鷹事の事書の下の割註に見える「付餉取事」にあたるので、鷹鷹事についても格や宣言等で項目を構成する形に含めて考えてもよいと思われる。

(12) 早川庄八「行立の序次と署所の序次―天承元年の明法勘文をめぐって―」(『名古屋大学文学部研究論集』史学三八、一九九二年)。

(13) 国史大系本では、五七三頁一行目から五七九頁一行目まで卷次未詳残欠を佐藤誠実氏の説等によつて挿入している(五七三頁頭註)。また内閣文庫本稻葉通邦自筆書入本では、この挿入部分が八字分下へずれている(この点については、押部佳周「政事要略の写本に関する基礎的考察」『広島大学学校教育学部紀要』二一五、一九八二年)に詳述されている)。内閣文庫本のほうが後半への接続が自然であるようにも思われるが、いずれにしても前半部、後半部ともに接続部分に若干の欠落があると考えられ文意が通りにくい。後半部の欠落部分は案文の間の部分の最後にあたつており、接続後に答の部分が続いており、最終的に何を問うているのか明確にはわからない。ただし全体の流れとしては、「位色」の意味と官の大少について論じられており、接続部分に相当するものは、特に「色」の語義に関する問の部分ではないかと推測できる。

(14) 惟宗公方は天暦二年六月三日(段階では従五位上守)大判事・兼行民部少輔明法博士であり(政事要略、卷六〇(四九八頁等))、彼が左衛門権佐になるのは、天暦二年一二月三日(同、卷六〇(五〇〇頁))以降、天暦七年七月一日(同、卷五九(四六五頁))以前である。したがつて公方はすでに天暦符が運用されていたのにもかかわらず、彈正式によつて襷子を重着しなかつたことがわかる。

(15) ここで乗車に関して長保年間(九九九~一〇〇四)の新制を三条(元年七月二七日官符、二年六月五日官宣言、三年閏二月八日官符)、編年的に載せている(五五三~五六六頁)。ちなみにこの三つの新制は、やはり同巻の衣服の寸法に関する規定においても、別の条文が同様な順で引用されている(五四八~五四五頁)。允亮は実際には複数の条項を含む新制について、これらをそのまま引用するのではなく、関連する条項のみをまとめて引用して、一覧できるような配列にしているのである。

(16) この他に「親王以下々襲長。雖不立制法為知聖代定。載一件日記一耳」(五五一頁)と、親王以下の下襲の長さについて、制法はないのだが、聖代(村上天皇)の定を知るためとして、吏部王記天暦元(九四七)年一月一七日条に見える藤原師輔の消息を引き、制度の沿革を知る手がかりとしている。

(17) 川尻秋生氏によれば延喜格施行以降、格という場合には三代の格に限定されるとしている(「平安時代における格の特質」『史学雑誌』一〇三一一、一九九四年)。本稿においても、格は三代の格に限定して用いる。

(18) 渡辺直彦「看督・看督使について」(『日本古代官位制度の基礎的研究増訂版』所収、一九七八年、初出は『高橋隆三先生喜寿記念論集 古記録の研究』所収、一九七〇年)。

(19) 上杉和彦「王朝貴族の律令認識—撰関院政期を中心にして」『日本歴史』四七四、一九八七年)。

(20) 法曹類林二〇〇、公務八、座次二。

(21) 上杉和彦氏によれば(註(19)論文)、撰関期において律令より式の引用が目立つしながらも、実資でさえ法知識が乏しかつたことを指摘されている。

(22) 小記目録、第一八に「長保四年十一月五日、〔政力〕世事要略、部類畢事」とある。この史料について、虎尾俊哉氏は政事要略の編纂終了とみており、こうしたことわざわざ記している点から、政事要略が実資の命令、あるいは依頼により編纂されたとしているが(虎尾、註(1)論文)、木本好信氏によれば、「予てより交誼を重ねていた実資が允亮より「政事要略」を借覽し、実資なりの部類抄出を行い終つたことを指しているのではないかと思われる」としている(木本、註(1)論文)。いずれにしても実資のものとに政事要略が存していることは疑いのないところであり、さまざまな事例について、これが参照されただろうと推測されるのである。